

平成28年4月27日

会員各位

一般社団法人日本補償コンサルタント協会

会長 吉田昭夫



(
補償関係コンサルタント業務における入札手続上の業務実績の取扱いについて

会員の皆様には、平素より協会活動にご協力を賜り誠に有難うございます。

今般、4月22日付で国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室より補償関係コンサルタント業務における入札手続上の業務実績の取扱いについて、当協会あてに別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

(

事務連絡
平成28年4月22日

一般社団法人
日本補償コンサルタント協会 殿

国土交通省土地・建設産業局
総務課 公共用地室

補償関係コンサルタント業務における入札手続上の業務実績の取扱いについて

環境省発注の中間貯蔵施設整備事業に従事している補償コンサルタント業者について、別添のとおり取扱うこととしたので、貴協会におかれましても、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

国地契第7号
国技建調第1号
国営整第16号
国土用第6号
国北予第6号
平成28年4月22日

各地方整備局 総務部長
企画部長
營繕部長
用地部長
北海道開発局 開発監理部長
事業振興部長
營繕部長 殿

大臣官房 地方課 公共工事契約指導室長
大臣官房 技術調査課 建設技術調整室長
大臣官房 官庁営繕部 整備課 建築技術調整官
土地・建設産業局 総務課 公共用地室長
北海道局 予算課長

補償関係コンサルタント業務における入札手続上の業務実績の取扱いについて

国土交通省の直轄事業の実施に係る用地調査等業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）については、「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」が定めた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月）等を参考に、各地方整備局等で定めた入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン等（以下「地整ガイドライン」という。）に則り、適切に実施されているところである。

現在、政府では、「福島の復興なくして日本の再生なし」との方針の下、一丸となって福島の復興に取り組んでいるところであります。復興に必要な中間貯蔵施設の早期整備が喫緊の課題となっている。このため、中間貯蔵施設整備事業の促進を図るべく、国土交通省として、補償関係コンサルタント業務について、下記のとおり取り扱うこととしたので、各地方整備局等においては遺憾無きよう措置されたい。

記

地整ガイドラインにおいて、プロポーザル方式の選定段階及び特定段階並びに総合評価落札方式の指名段階及び入札段階に「参加表明者（企業）としての業務実績」及び「予定主任担当者としての業務実績」を参加要件及び評価対象項目として設定する場合、環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた者については、各地方整備局等から直接補償関係コンサルタント業務を受注した者とみなして、『業務実績』を評価すること。

中間貯蔵施設の用地補償

環境、国土交通の両省は、環境省の中間貯蔵施設（福島県大熊、双葉町）整備事業で、用地補償業務に携わる補償コンサルタント会社の実績を、国交省直轄事業の用地調査業務を直接受注したところなし、「業務実績」として評価することで合意した。各社の業務実績を環境省が証明する。証明を受けた補償コンは、今後、国交省が発注する業務で中間貯蔵業務の実績が、企業と予定主任担当者の国交省業務実績として扱われる。

今回の合意は、政府が一丸となって福島の再生・復興に取り組む中で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染で発生した汚染土壌などを長期に保管する中間貯蔵施

設の早期整備が最大の課題であることを踏まえた特例措置。

施設の用地補償業務は環境省が日本補償コンサルタント復興支援協会に委託。協会と

環境省の中間貯蔵施設（福島県大熊、双葉町）整備事業で、用地補償業務に携わる補償コンサルタント会社の実績を、国交省直轄事業の用地調査業務を直接受注したところなし、「業務実績」として評価することで合意した。各社の業務実績を環境省が証明する。証明を受けた補償コンは、今後、国交省が発注する業務で中間貯蔵業務の実績が、企業と予定主任担当者の国交省業務実績として扱われる。

環境省が品質水準証明

国交省実績で評価

で国交省に、2014、15年度に業務を実施した73社の実績について、作業精度や成果物の品質水準からも国交省業務で求められるものと同等とみなせる実績であることを環境省が証明すると提案。証明を受けた各社を国交省直轄用

契約した会員各社が実際の業務を担当している。このため、各社の売り上げにはなるものの、公共事業の元請実績とはなっていない。こうしたことから環境省は国交省に対し、業務に携わる73社の情報を3月に提供していた。

協会も「中間貯蔵施設の

業務に従事しても、地元の業

務発注者からは実績として評

価されない」との会員企業の

声を受け、19日付で環境省に

中間貯蔵施設での業務実績を

国交省発注業務で業務実績と

して評価するよう要望。

これを受け環境省は20日付

参加要件と総合評価の評価項

目として設定する際に、国交

省業務受注者としてみなし、

業務実績を評価する。総合評

価で評価対象項目となるとき

は、他の機関や自治体業務

の実績となるため、評価での

配点は高くなる。

この扱いは、22日付で各地

方整備局、北海道開発局に通

知した。内閣府沖縄総合事務

局にも参考送付した。

現在は、協会が各社の業務

実績を整理している段階。各

社の業務量を確定させ、環境

省に報告する。この報告を受

け「できるだけ早期に証明を

発行したい」(環境省)とし

てある。実際の適用は、証明

発行後の国交省発注業務から

となる。今回の特例は国交省

直轄業務に限った措置。今後

は自治体発注業務でも同様に

扱われるのかが焦点になるとみられる。